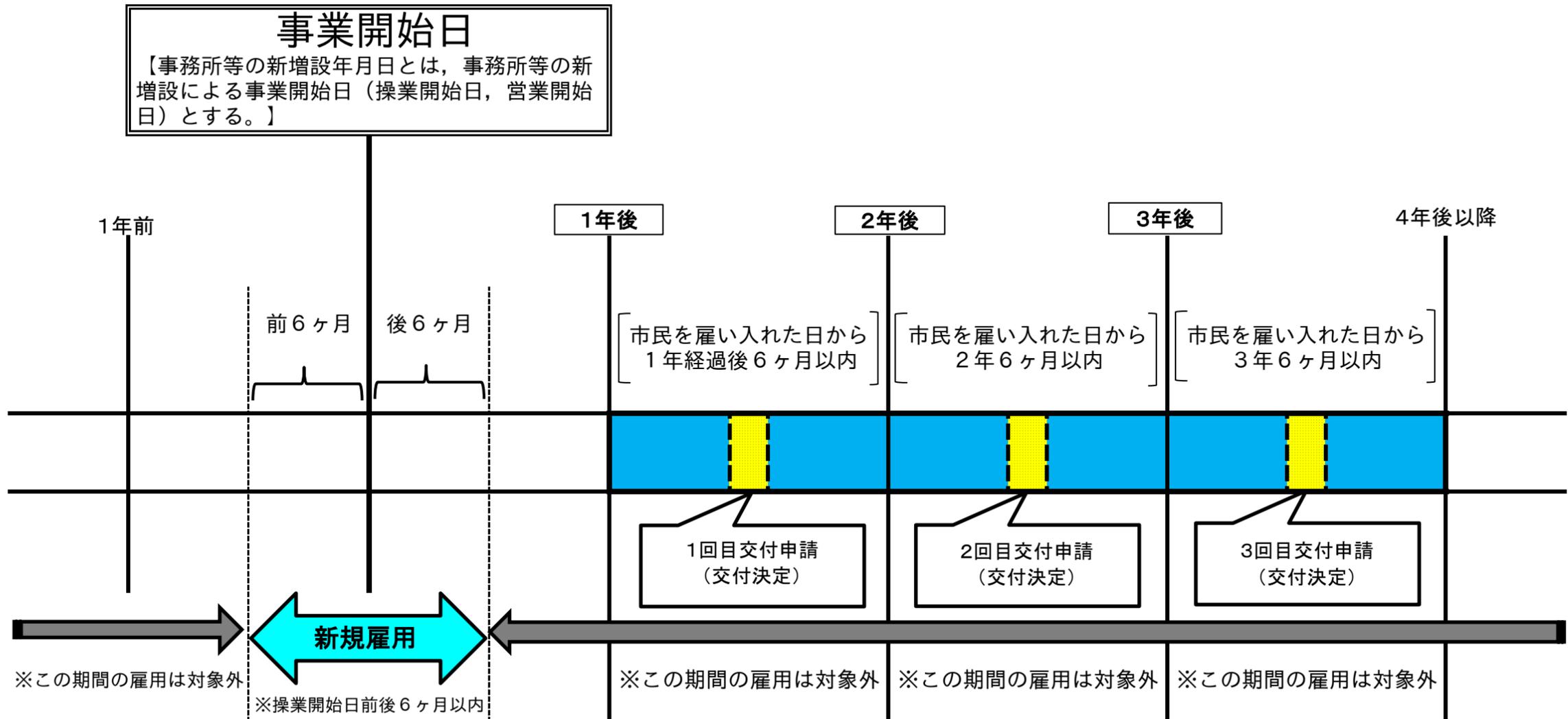


小美玉市市民雇用奨励金のイメージ



【例】A社	事業開始日 平成30年12月1日		(1回目申請) 平成32年6月	(2回目申請) 平成33年6月	(3回目申請) 平成34年6月
	平成30年6月1日～	平成31年5月31日			

- 平成30年4月より施行する。
- 新規雇用者1人につき年額10万円。1事務所等の奨励金の上限は1,000万円とする。
- 交付期間は3年を限度とする。